

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

7月26日 第6回 交渉（団交）報告：その③

<解決金の回答に向けて>

「退職を余儀なくされた社員が多数いる」と 何故、解決金が払えないのか？

特早退者がどういう思いをしたかは、解決金の要求と関係がない！

【JHU】解決金を払えない理由「退職を余儀なくされた社員が多数いる」について、5月30日の交渉で、会社は、特早退者と整理解雇者は「立場は違う」「手続き上の違いはある」と、両者には違いがあることを認めた。その一方で、「特早退、希望退職の方は本当に納得していたと本気で思われるのか」と逆質問した。

《会社》覚えている。

【JHU】2010年9月27日に解雇基準を出し、対象者に10月以降白紙のスケジュールを渡して、解雇部屋、退職勧奨部屋に追い組み、苦しい選択を迫ったのは会社自身だ。

《会社》そう思って質問したと思う。

【JHU】その自覚があるのか。それに我々は被解雇者の労働組合だ。被解雇者の要求に基づいて

解決交渉を行っている。特早退者がどういう思いをしたかは、要求と直接関係ない。

《会社》同じ認識だ。

【JHU】整理解雇者は納得するも何もない、有無を言わず一方的に会社が首を斬った者達だ。辞めていった人の思いが如何なるものであろうと解決金を払わない理由にはならない。

【JHU】さらに「辞めざるを得なかった状況という点において大きな差はない」とも発言した。

《会社》余儀なくされたという点では差がある。

【JHU】被解雇者は、「辞めざるを得なかった」でも「余儀なく」もない、一方的に会社に首を切られた者達だ。大きな違いがある。このような発言は二度としないで頂きたい。

《会社》訂正する。

会社が何らかの解決をしたいと考えているなら判決は関係ない！

数々の選択肢の中で、「解決金」を払えない理由は、 全く説明されていない！！

【JHU】何故、特早退等で辞めていった人が多くいると解決金が払えないのか。

《会社》そこだけじゃないと何回も説明している。

【JHU】質問に答えて下さい。

《会社》多くの方々にご迷惑をおかけして、判決も確定している。解雇の有効性がある中で、解決金は会社として取り得ない。

【JHU】質問に答えて頂きたい。退職を余儀なくされた人が多数いると何故解決金を払えないのか。

《会社》そこだけに着目していない。

【JHU】そこだけに着目した理由は説明できないということか。

《会社》・・・

【JHU 代理人】数々の選択肢の中で解決金を払え

ない理由は全く説明されていない。会社が何らかの解決をしたいと考えているなら、判決は関係ない。

《会社》そこを乗り越えて何とか解決したいと考えて説明している。

【JHU】もう一度聞く。退職を余儀なくされた人がいると、解決金が払えないのは何故か。

《会社》そこも一つの要因だが他にもある。多くの方に迷惑をかけた中で、整理解雇の方だけに解決金という形では会社は判断しない。

【JHU 代理人】多くの方にご迷惑をおかけしたというのは説明じゃない。

《会社》これが何で回答じゃないのか。

【JHU 代理人】それは理由の説明ではない。

【JHU】解決金が払えない理由として、全く金がないのだったらそう説明すればいい。

《会社》もう一度答える。破綻により多くの方にご迷惑をおかけした・・・

【JHU】同じことだったらもういい。

《会社》整理解雇の有効性も認められている中で、整理解雇者のみにという形は取り得ない。ただ争議状態になっているので、少しでも解決の方向に向かいたいと、過去にも色々変化をさせて回答もしているのでは是非理解頂きたい。

【JHU】全く理由の説明になっていない。次の質問をする。

「関係機関に迷惑をかける」と何故解決金が払えないのか？

「多くの方に迷惑をかけた」なら、 被害に応じて会社が個別に対応する問題だ！ 会社：法的手続きの中で全部やっている

【JHU】会社は「関係者や機関に多大な迷惑をかけた」ら何故解決金を払えないのかという質問に、「会社の判断だ」と質問に正面から答えない。

《会社》解雇者のみには会社の判断としてあり得ない。逆に何でそこだけに払うのか。

【JHU】質問を続ける。「労働者の立場と、出資者の立場は同じなのか」という質問には、「迷惑をおかけした点は、皆さん同じだ」と答えた。これも質問に正面から答えていない。根源的な質問だ。労働者と出資者は同じ立場か。

《会社》どういう観点で質問されているかによる。法的には出資者は有限責任とかがあるので、その範囲で責任を取るとのことだ。

【JHU】では迷惑をおかけしたという点で同じだと言ったのは違うということだな。

《会社》一般的に「迷惑をかけた」は、度合いによりある人は有限的なところもあるし、皆さんは生活がかかっているとか、その違いはある。

【JHU】法的にも会社と金融機関、株主、労働者は、それぞれ立場が違う。

《会社》一般的には多くの方に迷惑をかけた。

【JHU】会社は三者を意図的に一緒にしているが、

金融機関や株主と労働者は立場が全然違う。

《会社》もう時間だ。

【JHU】労働者は出資者と直接交渉することができない。会社が金融機関や株主に迷惑をかけたというなら、被害に応じて会社が金融機関や株主に対して個別に対応する問題だ。特早退者にしても同じだ。

《会社》法的手続きの中で全部やっている。

【JHU】その通りだ。金融機関にはリファイナンスにより高利で対応し、株主にも株の再上場で2倍近い利益(含み益)と高配当で対応している。

《会社》株主は、一旦株券が全部なくなった。

【JHU】株主と労働者も立場が違う。退職を余儀なくされた人にも2018年以降再就職禁止の条項を撤廃し対応している。金融機関からも株主からも、関係の労働組合からも、金銭を払うなという要求はないことは、以前の交渉で確認している。加えて、昨年11月22日の交渉で会社は財源の問題はない、関係ないと明言した。

《会社》終わりましょう。まとめて下さい。

【JHU】答えないんですね。

《会社》答えないじゃない。もう時間だ。